

Ⅲ【第82号議案】

指定管理者の指定の件（神戸市立婦人会館）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立婦人会館

2 指定管理者

神戸市中央区橘通3丁目4番1号

一般社団法人神戸市婦人団体協議会

代表理事 山本 孝子

3 指定期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

理 由

神戸市立婦人会館の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

【概要】

1 公の施設の名称

神戸市立婦人会館

2 指定管理者

神戸市中央区橘通3丁目4番1号
一般社団法人神戸市婦人団体協議会
代表理事 山本 孝子

3 指定期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日

4 債務負担行為

期間：令和4～5年度 限度額：17,329 千円

5 令和4年度予定額

令和4年度予定額：16,975千円
(令和3年度指定管理料：17,329千円)

6 選定までのスケジュール

選定委員会 令和3年12月21日（火）

7 選考方法

公募外選定による

8 選定理由

婦人会館は、昭和48年4月に「婦人の文化と教養を高め、婦人の社会的地位の向上を図る社会教育施設」として設置。以来、約50年が経過しており、当会館の機能は、他の政令市でも見直しが行われているなど、男女共同参画が求められる今の時代に必ずしも適合しなくなっている。また、利用実績が低調

な事業も見受けられるなど、当会館の運営について一定の見直しを行う必要がある。

現在の指定管理者は会館設立時から今までの管理をしてきた実績があり、婦人の社会教育等に貢献してきたことから、当会館のあり方を見直すにあたって今年度は公募を実施せず、令和4年度から2年間、現在の指定管理者を継続して指定する。

〔施設の概要〕

(1) 設置目的

婦人の文化と教養を高め、婦人の社会的地位の向上を図る施設として設置。
昭和48年4月に開館。

(2) 建物概要

- ① 位置 神戸市中央区橘通3丁目4番1号
※総合福祉センター4階・5階の一部
- ② 構造等 鉄筋コンクリート造 陸屋根5階建
- ③ 面積 敷地4,580㎡ 延床1,474㎡（4階410㎡、5階1,064㎡）
- ④ 構成 4階：中会議室×2、小会議室×3、保育ルーム
5階：大会議室×1、小会議室×3、音楽室、衣服工房室、
IT研修室、事務室、倉庫×4

(3) 開館時間及び休館日

- ① 休館日 第3日曜日、年末年始（12月28日から1月4日までの日）
- ② 開館時間 平日：午前9時から午後9時
土日・祝日：午前9時から午後5時